

2010年人事院勧告 月例給:0.19%、ボーナス:0.2月引下げ 50歳台後半・5級以上を重点的に 平均年間給与約9.4万円減額に

8月10日(火)、国立大学法人の給与決定に影響を与えている人事院勧告が出されました。月例給については民間との較差-757円(国家公務員が民間より0.19%高い)、ボーナスについても民間の支給割合より高いとし、それぞれ0.19%、0.2月分引下げる内容です。なお、今回も医師については処遇を確保する観点から引下げ改定は行われません。

全大教は、国立大学教職員が国家公務員ではないという理由から今年も人勧特集号を発行しませんでした。しかし、今年7月開催の全大教定期大会において、「人勧特集号の発行を求める」単組の声を受け入れ、「国公労新聞」(人勧特集号)を購入して各単組に配布することにしました。

組合員の方には「国公労新聞」(人勧特集号)をお届けしますので、詳細はそちらをご覧ください。

組合は、昨年度締結した『労働協約』事項の実現を求める特別決議」を7月29日の定期大会で採択していますので、これ以上の給与引下げには断固反対するとともに、給与水準の向上に全力で取り組んでいきます。

2010年人事院勧告の主な内容

○給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ

～平均年間給与は△9.4万円(△1.5%)、

① 公務員給与が民間を上回るマイナス較差(△0.19%)を解消するため、月例給の引下げ改定

～55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額、俸給表の引下げ改定

② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.2月分)

給与改定の内容と考え方

<月例給> 民間給与との較差(マイナス)を解消するため、月例給を引下げ、50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施。

1) 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額(△1.5%)。

※医療職(一)(人材確保のため)、指定職(一官一給与のため)等についてはこの措置は行わない。

2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定。

① 行政俸給表(一) 1)による解消分を除いた残りの公務と民間分の給与差を解消するよう引下げ(平均改定率△0.1%)、その際、中高年齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額に限定して引下げ。

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ(平均改定率△0.2%)。

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ。

※給与構造改革の俸給水準の引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ。

※専門スタッフ職俸給表の級の 신설については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告。

3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ。

<特別給> (期末・勤勉手当) ⇒47年前の水準にまで落ち込む。

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月から3.95月に(0.2月分)

	6月期	12月期
2010年度 期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)
勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)
2011年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.675月	0.675月

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No5

2010. 8. 11

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
http://union.kumamoto-u.ac.jp/